

## 愛光園相談支援事業所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域 .....	2
4. 営業時間 .....	2
5. 職員の体制 .....	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
7. サービスの利用に関する留意事項 .....	4
8. サービス実施の記録について .....	4
9. 損害賠償保険への加入 .....	5
10. 苦情の受付について .....	5

## 1. 事業者

名称	社会福祉法人 雄勝なごみ会
所在地	湯沢市小野字大沢田221番地
電話番号	0183-52-5210
代表者氏名	理事長 菅 義雄
設立年月	昭和56年5月27日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所・平成24年4月1日指定 530700012号
事業の目的及び運営方針	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害者又は障害児に対し、適切な障害福祉サービス等を提供することを目的とする。
事業所の名称	愛光園相談支援事業所
事業所の所在地	湯沢市寺沢字段ノ上4番地5
電話番号	0183-52-4313
管理者氏名	今 俊幸 (障がい者支援施設 愛光園施設長兼任)
開設年月	平成24年4月1日

## 3. 事業実施地域

湯沢市・羽後町・東成瀬村
--------------

## 4. 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:15

※上記時間外は営業していませんが、緊急時は電話相談が可能です。

## 5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務	職務の内容
1. 管理者	0名	1名	愛光園施設長兼務
2. 相談支援専門員	1名	1名	生活支援員兼務
3. 事務員	0名	1名	愛光園事務員兼務

当事業所では、利用者に対して相談支援を提供する職員として、強度行動障害支援者研修（実践研修）、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を含む、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービス内容（第3条～6条参照）

#### ① サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

#### ② サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等と毎月1回以上面接し、経過を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ③ サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

#### ④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

### (2) 利用料金 (第7条参照)

#### ①サービス利用料金

相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

#### ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第9条4項参照)

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、相談支援サービスを提供した日から5年間です。

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

## 9. 損害賠償について（契約書第10条参照）

サービス提供によりご利用様に生じた損害について、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名 相談支援係長] 菅 裕樹

○電話番号 0183-52-4313 FAX 0183-52-4314

○受付時間 8:30～17:15

<苦情解決責任者 [職名 愛光園施設長兼事業所管理者] 今 俊幸>

### （2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	
柿崎 清	元教員、元社会福祉法人評議会
高階 順子	元社会福祉法人理事
根岸 ゆり子	元市役所保健師

### （3）行政機関その他苦情受付機関

湯沢市福祉事所	TEL 0183-73-2111
秋田県運営適正化委員会	TEL 018-864-2726

平成 年 月 日

相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

家族住所 氏名 印